

健康保険だより

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号の
トピックス

1 マイナ保険証を
基本とする仕組み
に移行しました

2 任意継続ご加入
のお手続きに
ついて

3 令和7年3月分
(4月納付分)からの
保険料率のご案内



TOPIC
01

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました

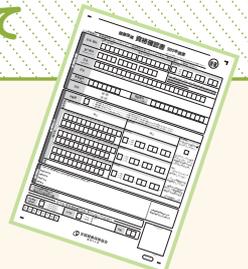
令和6年12月2日から、健康保険証は新たに発行されなくなり、基本的には健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を使用する仕組みへ切り替わりました。
協会けんぽに加入された際に事業主のみなさまへお送りするものは以下のとおりです。

資格情報のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者全員に発行 ・オンライン資格確認が利用できない医療機関を受診する際に必要※1 <p>※1 マイナンバーカード等と合わせて提示(資格情報のお知らせ単独での受診は不可)</p>
資格確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得届や扶養異動届の発行要否欄に☑を入れた方や、マイナ保険証をお持ちでない方※2に発行 ・マイナ保険証を利用できない方が医療機関を受診する際に必要 <p>※2 マイナ保険証をお持ちでない方で、発行要否欄に☑を入れなかった場合、資格取得の処理をしてから30日～50日後に発行します。資格取得のお手続きの際には、マイナンバーカードおよびマイナ保険証の所持状況等をご確認ください。</p>
高齢受給者証	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方に発行

マイナ保険証を利用できない方の受診について

マイナ保険証を利用できない方は、資格確認書を医療機関へ提示することで、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は、協会けんぽに「資格確認書交付申請書」をご提出いただくことも可能です。



資格確認書の発行が必要なケース

- ① マイナンバーカードを所持していない※3
- ② マイナ保険証の利用登録をしていない※3
- ③ 家族や介助者等が同行して資格確認を補助する必要がある等

※3 マイナンバーカードやマイナ保険証を所持していない方は、マイナンバーカードの取得やマイナ保険証の利用登録をお願いいたします。



 全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431 (代表) お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



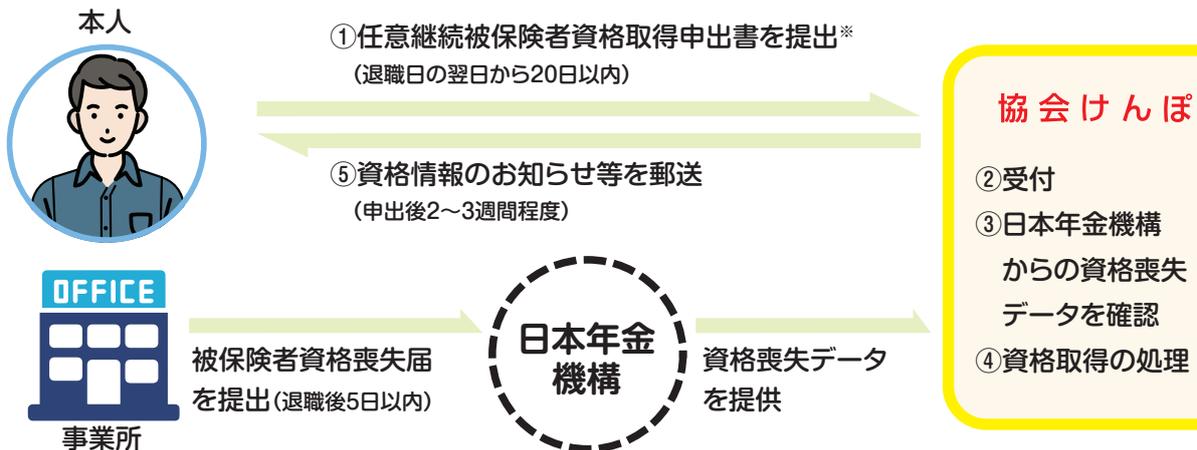
裏面もご覧ください

任意継続ご加入のお手続きについて

退職等により、健康保険の資格を喪失した場合、国民健康保険やご家族の扶養など、いずれかの健康保険制度に加入しなければなりません。

退職日までに被保険者期間が2か月以上ある方は、退職日の翌日から20日以内にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部に申出書を提出することで、協会けんぽの任意継続に加入することができます。

任意継続の資格を取得するまでの流れ



※退職日の確認ができる書類を添付いただくことで、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに資格取得の処理が可能です。



令和6年12月2日から、健康保険証は新たに発行されなくなりました。

マイナ保険証の利用登録をしていないなど、資格確認書の発行が必要な方は、**資格確認書交付申請書の提出が必要**です。

任意継続被保険者資格取得申出書とあわせてご提出ください。

令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率のご案内

令和7年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ神奈川支部の健康保険料率・介護保険料率ともに**引き下げ**となります。

	令和7年2月分(3月納付分)まで		令和7年3月分(4月納付分)から
健康保険料率	10.02%	➤➤➤	9.92%
介護保険料率	1.60%	➤➤➤	1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

ご案内

協会けんぽ神奈川支部のホームページでは、「協会けんぽKANAGAWA 健康保険だより」のバックナンバーを掲載しております。ぜひご覧ください。

